

2.2 平成23年6月9日申請（平成23年（争）第3号・同4号）（接続に係るジャンパ工事費の見直し）

（1）経過

平成23年	
6月 9日	ソフトバンクテレコム株式会社（以下「SBTM」という。）から、あっせんの申請（平成23年（争）第3号（以下「第3号」という。）及び第4号（以下「第4号」という。））。 （⇒（2）） 委員会から、東日本電信電話株式会社に対し、あっせんの申請があった旨の通知（第3号）。 委員会から、西日本電信電話株式会社に対し、あっせんの申請があった旨の通知（第4号）。
28日	あっせん委員（坂庭委員長、各務委員及び樋口特別委員）の指名。
7月15日	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）から、答弁書の提出。（⇒（3））
27日	SBTMから、NTT東西からの答弁書（7月15日付け）に対する意見書の提出。 両当事者から意見の聴取（第3号及び第4号併合）。
8月 3日	SBTMから、意見書の提出。
4日	NTT東西から、意見書の提出。
23日	SBTMから、NTT東西からの意見書（8月4日付け）に対する意見書の提出。 NTT東西から、SBTMからの意見書（8月3日付け）に対する意見書の提出。
26日	SBTMから、NTT東西からの意見書（8月23日付け）に対する意見書の提出。
29日	NTT東西から、SBTMからの意見書（8月23日付け）に対する意見書の提出。 両当事者から意見の聴取（第3号及び第4号併合）。
9月 8日	SBTMから、意見書の提出。 NTT東西から、意見書の提出。
15日	SBTMから、NTT東西からの意見書（9月8日付け）に対する意見書の提出。

	NTT東西から、SBTMからの意見書（9月8日付け）に対する意見書の提出。
22日	SBTMから、NTT東西からの意見書（9月15日付け）に対する意見書の提出。 NTT東西から、SBTMからの意見書（9月15日付け）に対する意見書の提出。 両当事者から意見の聴取（第3号及び第4号併合）。
10月14日	SBTMから、意見書の提出。
11月10日	NTT東西から、意見書の提出。
29日	SBTMから、NTT東西からの意見書（11月10日付け）に対する意見書の提出。
12月15日	NTT東西から、SBTMからの意見書（11月29日付け）に対する意見書の提出。
28日	SBTMから、NTT東西からの意見書（12月15日付け）に対する意見書の提出。
平成24年	
1月20日	NTT東西から、SBTMからの意見書（12月28日付け）に対する意見書の提出。
31日	SBTMから、NTT東西からの意見書（1月20日付け）に対する意見書の提出。
2月 7日	NTT東西から、SBTMからの意見書（1月31日付け）に対する意見書の提出。
15日	SBTMから、NTT東西からの意見書（2月7日付け）に対する意見書の提出。
20日	NTT東西から、委員会に対し、合意が成立した旨の報告。 （⇒（4））
21日	SBTMから、委員会に対し、合意が成立した旨の報告。 （⇒（4）） あっせん終了。

（2）申請における主な主張

NTT東西は、同社が提供するドライカップ回線とSBTMの加入者交換機とを繋ぐためのジャンパ工事費を1,200円/回線、自社の加入電話の開通等に係るジャンパ工事費を1,000円/回線としている。

この差について、NTT東西は、ドライカップは直収電話のほかADSLサービスにも利用されており、ADSLサービスにおいて、NTT収容ビル内の装置とお客様宅内のモデムとの間の接続が確立されずサービスが利用できない状態（リンクNG）になる場合があり、そのときは工事費を無料とする代わりに、疎通した場合の工事費にその分を加味したものであると説明している。

しかし、SBTMは、直収電話におけるジャンパ工事では疎通できないという問題は発生しないことから、平成21年5月以降、接続事業者の直収電話に係るジャンパ工事費を1,000円/回線にするようNTT東西に対して求め、数度にわたり協議を行ってきたが、協議が不調となったことから、あっせんを申請する。

（3）答弁書における主な主張

NTT東西としては、ドライカップ電話（直収電話）にDSLサービスと同様に「リンクNG発生率を加味した工事費」を適用していることについては、NTT東西においてDSLサービス若しくはドライカップ電話のどちらで利用できるか確認できない、SBTMはドライカップ電話にDSLサービスを重畳している場合がある等により、合理性があると考えている。

ただし、ドライカップ電話に「リンクNG発生率を加味しない工事費（1,000円）を適用する」とのSBTMからの要望に関しては、以下の条件が担保されるのであれば、要望に対応していくことも可能である。

- ・ リンクNGが発生した場合に工事費を請求することは、お客様の理解が到底得られないと考えていることから、リンクNG発生率を加味しない工事費を適用する場合には、工事費はNTT東西からSBTMに請求すること。
- ・ DSL業務支援システムにおいて、事業者毎に異なる工事費を適用する機能を実現するにあたって発生する追加費用（システム開発費等）については、SBTMが負担すること。

（4）合意の内容

NTT東西は、ドライカップに係るジャンパ工事費について、現在の1,200円を適用するメニューに加え、以下を前提に1,000円を適用する新メニューを設定し、SBTMに適用する。

- ① NTT東西は、SBTMのドライカップに係るジャンパ工事費について、SBTMに請求する。
- ② NTT東西は、1,000円を適用するメニューを設定するにあたりシステム改修を実施するが、費用はSBTMが負担（SBTM以外の事業者が同様の料金適用を希望する場合は、その事業者も含めて分担）する。
- ③ システム改修に係る費用は、網改造料として月次での支払いとする。
- ④ システム改修の方法は、あっせん手続においてNTT東西が提示した方法とする。
- ⑤ SBTMにおいて、リンクNGを申請しない運用を担保する。
- ⑥ NTT東西とSBTMは、システム改修着手のために必要な手続きを平成24年2月末までに完了させる。
- ⑦ NTT東西は、平成24年3月にシステム改修に着手する。
- ⑧ NTT東西がジャンパ工事費1,000円の新メニューを設定する時期は、平成24年9月とする。